

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 8 月 30 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800042 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800023 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成26年12月9日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成26年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成26年12月9日の標準賞与額を74万円に訂正することが必要である。

なお、平成26年12月9日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額60万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月

A社から、平成26年12月に賞与の支払があり、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録がない。A社での賞与が支給された事実が確認できる明細書を提出するので、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された平成26年冬季賞与分給与台帳（写）（以下「賃金台帳」という。）及び請求者から提出された平成26年冬季賞与分給料明細（写）（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、請求期間において、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳（写）において確

認できる振込日から、平成 26 年 12 月 9 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、60 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 12 月 9 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 賃金台帳及び賞与明細書によると、請求者は、請求期間に A 社により標準賞与額 74 万円に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できる。このため、請求者の A 社における平成 26 年 12 月 9 日の標準賞与額を 74 万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額 74 万円（上記 1 の訂正後の標準賞与額 60 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。